

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料の改定と保険証の一斉更新について～

■平成30年度の保険料額の決定について

保険料は、「保険料額決定通知書」で個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円)× 10.59%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 62万円上限
---	---	---	---	--

- 1年間の保険料の上限額は、62万円です。(平成29年度は57万円)
 - 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆保険料の軽減

- ご本人と世帯主の所得により保険料が軽減されます。
- ※詳しくは保険料額決定通知書でご確認ください。

◆保険料額決定通知書の発送時期

- 普通徴収の方(現金払または口座振替払) 7月中旬
- 年金特別徴収の方(年金からの天引き) 8月中旬

■保険証、減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

保 険 証

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成31年 7月31日
交付年月 平成30年 7月 1日

被保険者番号	01234567		
被 住 所	広域市連合町1丁目		
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎	男	
生年月日	昭和 7年 7月 7日		
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	平成20年 4月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000		公印(朱)

北海道後期高齢者医療広域連合

7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。有効期間は1年間です。

減 額 認 定 証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 平成31年 7月31日
交付年月 平成30年 8月 1日

被保険者番号	01234567		
被 住 所	広域市連合町1丁目		
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎	男	
生年月日	昭和 7年 7月 7日		
発 効 期 日	平成30年 8月 1日		
適用区分	区分Ⅱ		
長期入院該当年月日	平成30年 8月 1日	保険者印	印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000		公印(朱)

北海道後期高齢者医療広域連合

引き続き交付対象に該当する方は保険証と一緒に減額認定証を郵送します。平成30年8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。住民税が非課税世帯で新たに必要となる方は、役場住民生活課医療年金係へ申請してください。

■医療費通知を全受診者へ送付します

医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を、医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ「ハガキ」で9月と翌年3月にお送りします。

【イメージ図】 ↓

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	医療外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

この通知は確定申告の際に医療費控除の「医療費明細書」として使用することができます。



※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 診療日数等間違いがないか確認しましょう。

【問合わせ先】

★北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

★役場住民生活課医療年金係
電話 73-2011 (内線136・137)